

○国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行及びこれに伴う国民健康保険条例準則の一部改正について

(昭六一・三・七 保発第二七号)
厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が昭和六一年三月七日厚生省令第六号をもつて別添1のとおり公布されたが、国際化の進展等の観点から、日本に居住する外国人については、その国籍にかかわらず昭和六一年四月一日から国民健康保険を適用することとしたものである。

これに伴い別添2のとおり国民健康保険条例準則(昭和三四年保発第五号)の一部を改正することとしたので、貴管下市町村の指導に遺憾のないよう配慮されたい。

別添1・2 略

○国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

(昭六一・三・七 保発第一六号)
厚生省保険局国民健康保険課長から各都道府県民生主管部(局)長あて通知

標記については、本日保発第二七号をもつて厚生省保険局長から都道府県知事あて通知されたところであるが、具体的な取扱いについては、左記の事項に留意の上、貴管下市町村の指導に遺憾のないよう配慮されたい。

記

- 1 外国人に対する国民健康保険の適用については、従前どおり昭和五六年一月二五日付け保発第八四号当職通知の記の2により取り扱われたいこと。
- 2 各市町村においては、広報誌、リーフレット等を通じて外国人に対する国民健康保険の適用について十分な広報活動を行うとともに、外国人

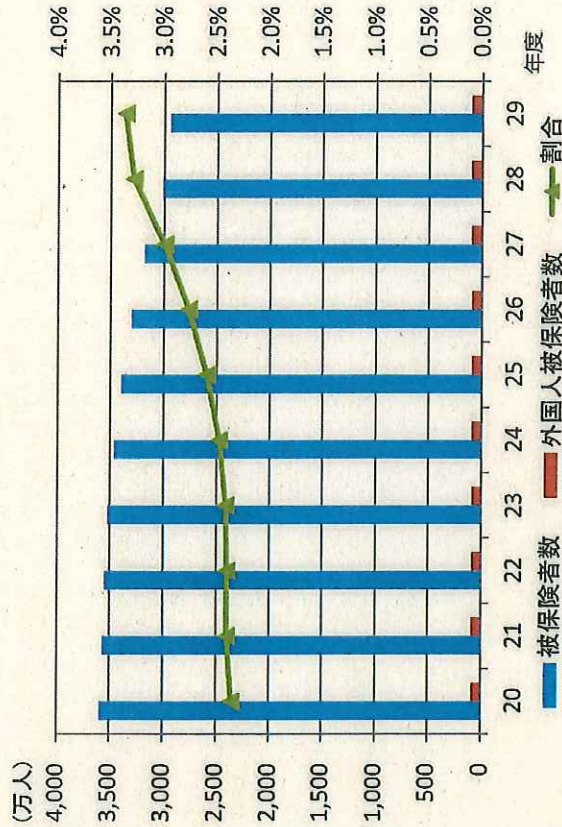
1. 国民健康保険における外国人被保険者データ

① 外国人被保険者数の推移

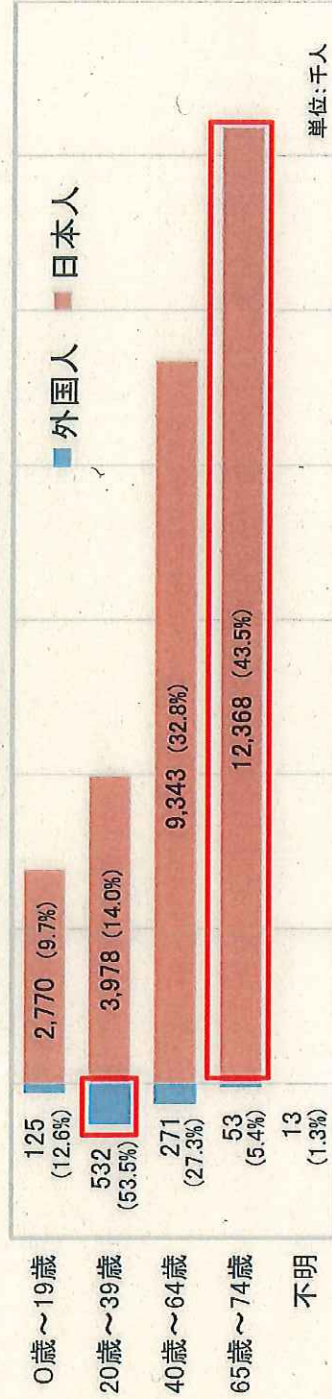
年度	被保険者数 (万人) 【対前年度比】	外国人被保険者数 (万人) 【対前年度比】	占める割合 (%)
20	3,597	85	2.3
21	3,567 [99.2%]	85 [101.1%]	2.4
22	3,549 [99.5%]	85 [99.5%]	2.4
23	3,520 [99.2%]	85 [99.7%]	2.4
24	3,466 [98.5%]	86 [101.2%]	2.5
25	3,397 [98.0%]	88 [102.8%]	2.6
26	3,303 [97.2%]	91 [103.6%]	2.8
27	3,182 [96.4%]	95 [104.2%]	3.0
28	3,013 [94.7%]	99 [103.8%]	3.3
29	2,945 [97.7%]	99 [100.5%]	3.4

被保険者数(～平成28年度): 国保事業年報より(各年度末現在)
 被保険者数(平成29年度): 国保実態調査より(同年9月末現在)
 外国人被保険者数: 国保課調べ(各年度末翌日現在)

※外国人被保険者割合は、全国では3.4%、最も高い保険者では27.2%、最も低い保険者では0.0%



② 年齢階層別被保険者数(日本人・外国人)



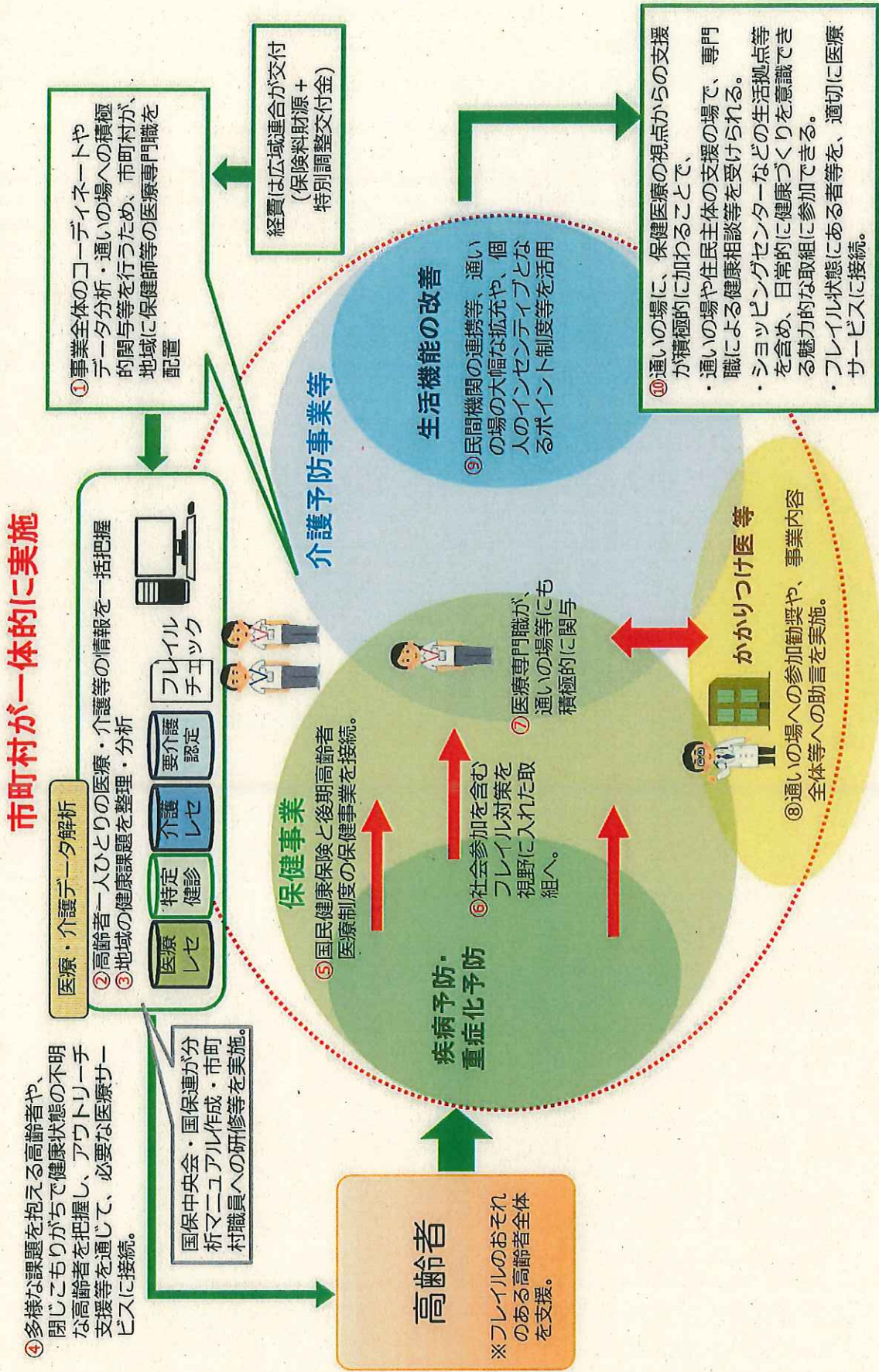
※平成29年度の数字についてはすべて速報値

※①および②の外国人被保険者数について、1,693保険者から回答 (未回答: 23保険者)

※保険者とは、市町村および特別区または広域連合

日本人被保険者数: 国保実態調査(平成29年9月末現在)をもちに算出した数値 1,601
 外国人被保険者数: 国保課調べ(平成30年4月1日現在)

市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（イメージ図）



後期高齢者医療制度における保険者インセンティブ(平成30年度)について

平成30年度予算規模：100億円
(平成29年度予算規模：50億円)

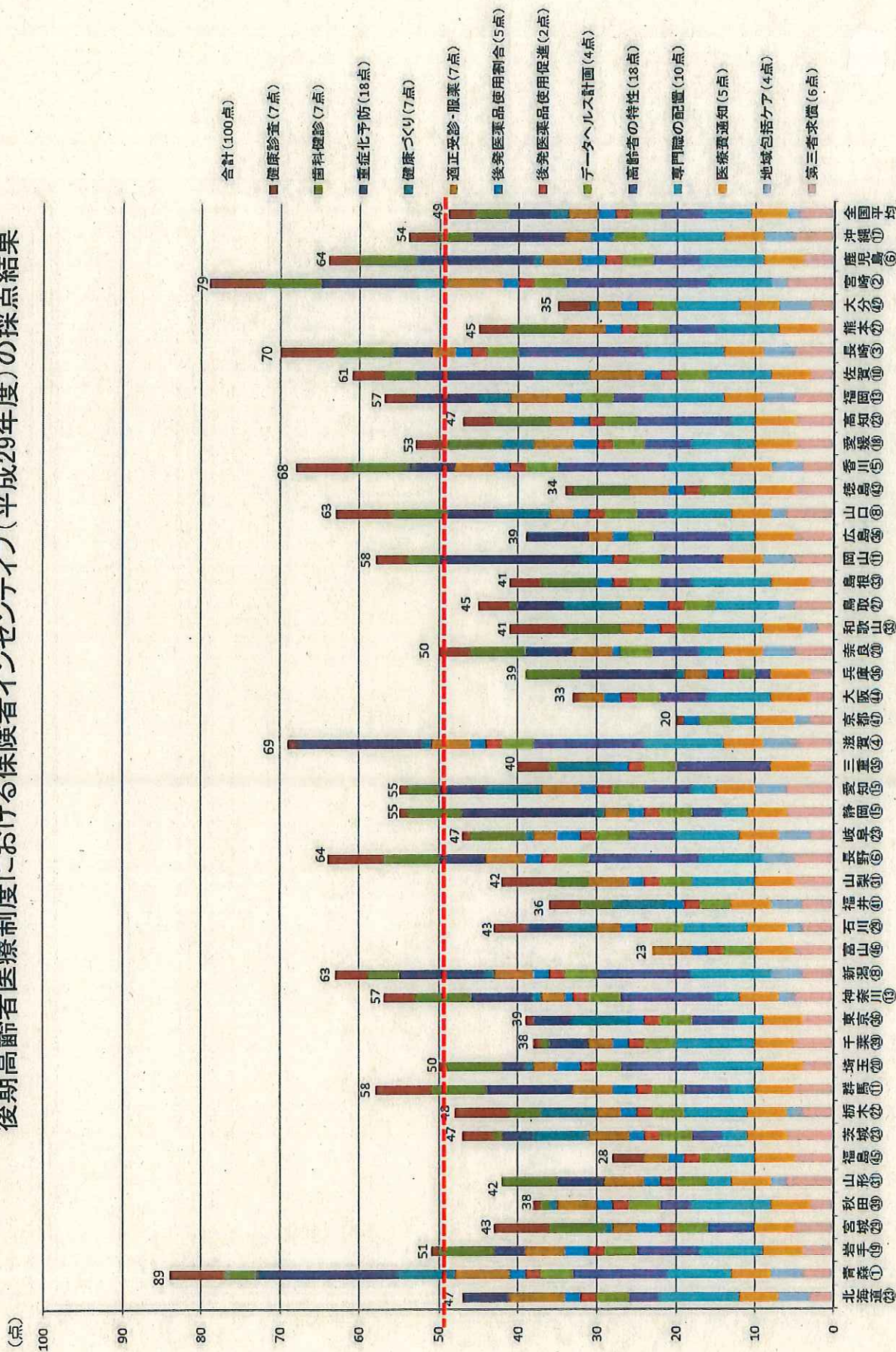
- 保険者インセンティブは、予防・健康づくりをはじめとする医療費適正化等に取り組み広域連合に財政支援を行うもの。
- 平成30年度から100億円規模で実施。(※)
(※)平成28年度は20億円、平成29年度は50億円規模で前倒し実施。
- 平成30年度は、平成29年度までの指標に加え、事業成果の評価に関する指標を導入するなど評価項目の見直しを行い、6月頃に各広域連合に通知する予定。

○評価指標(平成29年度の指標) ※平成30年度の指標は現在検討中

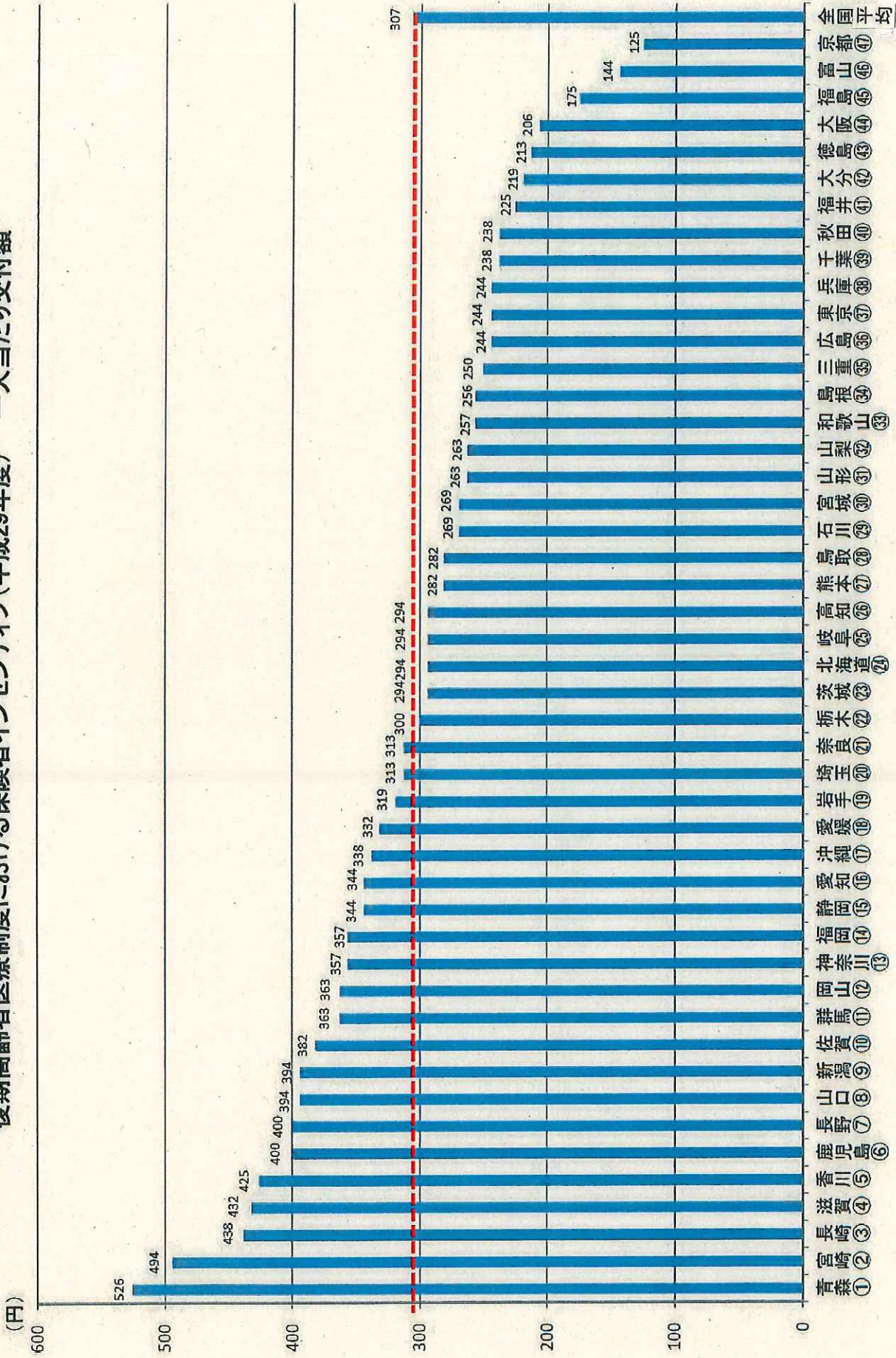
保険者共通の指標	
指標①	○健診の実施及び健診結果を活用した取組の実施 ※後期では(特定)健診は義務ではない。
指標②	○歯科健診の実施及び健診結果を活用した取組の実施
指標③	○重症化予防の取組の実施状況
指標④	○被保険者の主体的な健康づくりに対する広域連合による働きかけの実施
指標⑤	○被保険者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況
指標⑥	○後発医薬品の使用割合 ○後発医薬品の使用促進

固有の指標	
指標①	○データヘルス計画の実施状況
指標②	○高齢者の特性(フレイルなど)を踏まえた保健事業の実施状況
指標③	○専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制整備
指標④	○医療費通知の取組の実施状況
指標⑤	○地域包括ケアの推進(在宅医療・介護の連携等)
指標⑥	○第三者求償の取組状況

後期高齢者医療制度における保険者インセンティブ(平成29年度)の採点結果



後期高齢者医療制度における保険者インセンティブ(平成29年度) 一人当たり交付額



マイナポータルを活用した特定健診データの個人向け提供サービス【検討中】

現状・課題

○健康管理の必要性

- ・ 特定健診・保健指導の実施率は年々上昇。予防・健康づくりの重要性は、「骨太の方針」・「未来投資戦略2017」にも明記されており、一層の取組が求められる。

このため、インセンティブ改革の実施とあわせて、国民一人一人の行動変容を促すことが重要。

○保険者ごとの管理

- ・ 現在は、保険者ごとに被保険者の特定健診等のデータを管理。
- ・ 加入する保険が変わる場合、個人のデータは引き継がれず、継続的に把握されていない。

対応方針

- ・ 加入する保険が変わっても、過去のデータも含めて閲覧できるシステムを構築。
マイナポータルを活用し、特定健診データを本人に提供。

※ コストを抑えつつ、効率的な開発を進める観点から、支払基金・国保中央会において被保険者個人の資格情報を継続的・一元的に管理する仕組み（オンライン資格確認）を活用。

